



電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo

【概要版】

カーボンハーフ実現に向けた 条例制度改正の基本方針（案）

令和 4 (2022) 年 8 月 1 日
東 京 都

気候危機の一層の深刻化
エネルギー危機の影響の長期化懸念



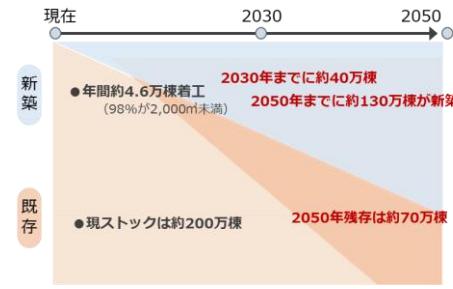
都民生活や事業活動に多大な影響
脱炭素化の取組がエネルギー安全保障の確保と一体

エネルギーの大消費地・東京の責務として、経済、健康、レジリエンスの確保を見据え、
2030年カーボンハーフの実現に向け、脱炭素社会の基盤を早期に確立することが急務

都内CO₂排出量部門別構成比



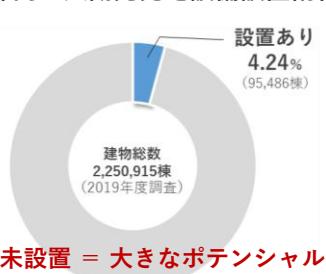
都内住宅の状況（2050年に向けた推移）



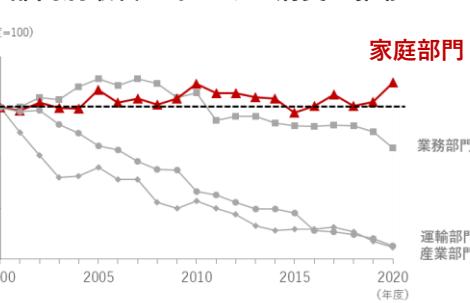
■ 東京の姿を左右する建物対策

- ・都内CO₂排出量の7割が建物でのエネルギー使用に起因
- ・2050年時点では、建物ストックの約半数（住宅は7割）が今後新築される建物に置き換わる見込み
- ・2050年の東京の姿を形作る新築建物への対策が極めて重要

都内の太陽光発電設備設置割合



部門別最終エネルギー消費の推移

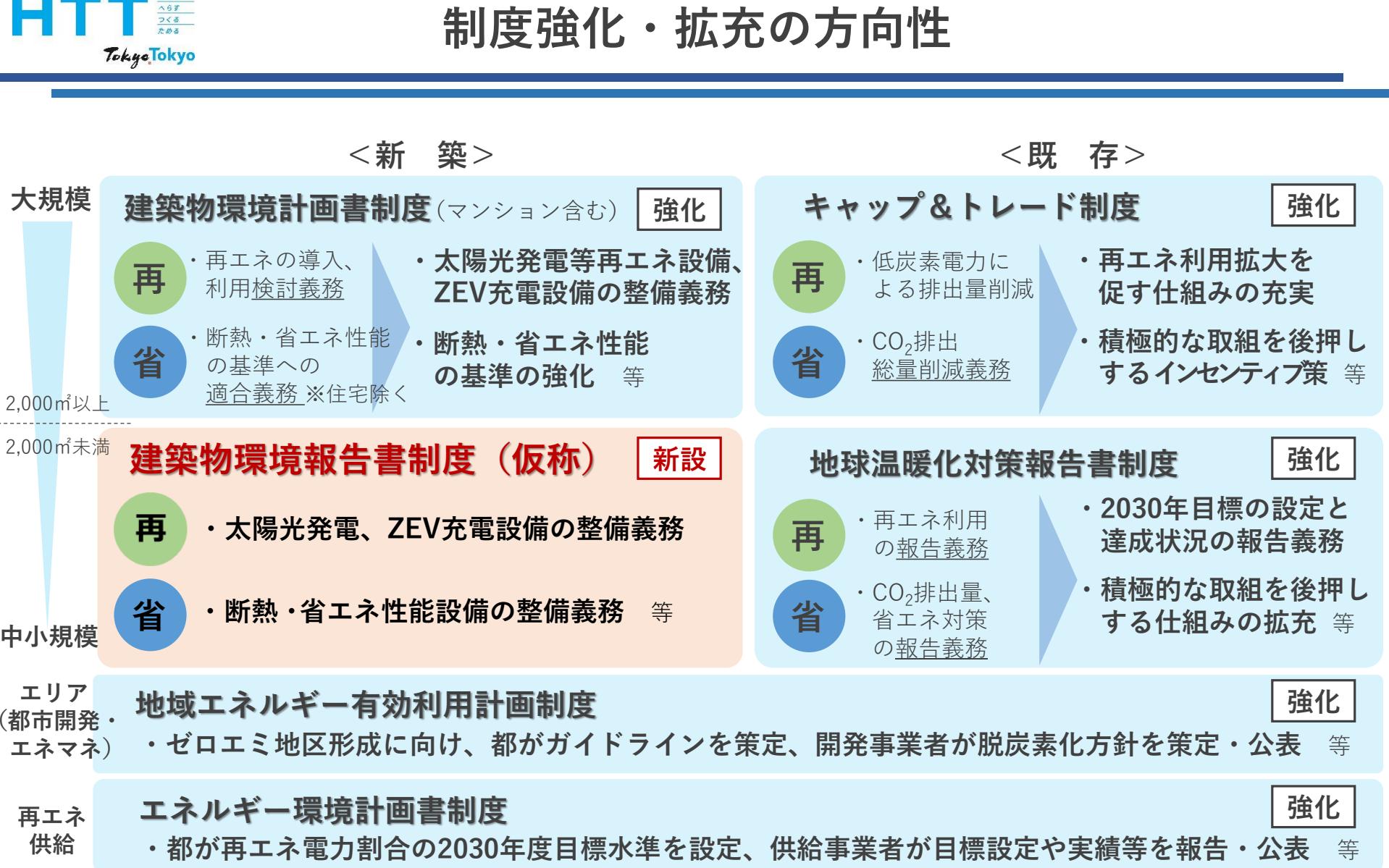


■ 都内のような大きなポテンシャル “屋根”

- ・都内の住宅屋根への太陽光発電設備設置量は限定的大都市東京ならではの強み“屋根”を最大限活用
- ・家庭部門のエネルギー消費量は、2000年度比で唯一増加（各部門別）。一層の対策強化が必要

東京の特性を踏まえ、気候変動対策を抜本的に強化・徹底、加速度的に推進し、
よりレジリエントで豊かな住みよい都市東京を実現

制度強化・拡充の方向性



年間着工棟数の98%を占める中小規模建物を対象とした新制度を導入し、家庭部門のエネルギー消費量の削減や「健康住宅」の標準化・普及を促進

建築物環境報告書制度（仮称）【概要】

制度概要

- 年間都内供給延床面積が合計2万m²以上の住宅供給事業者を対象とし、一定の中小規模新築建物（住宅等）への断熱・省エネ性能、再エネ設置等の義務付け・誘導を実施
- 設置義務者である供給事業者が、注文住宅の施主等や建売分譲住宅の購入者等とともに、建物の環境性能の向上を推進

断熱・省エネ性能の基準

- 国の住宅トップランナー制度を基に設定

再エネ設置基準（太陽光発電設備）

- 再エネ設置基準 = ①設置可能棟数 × ②算定基準率 × ③棟当たり基準量

- ① 設置可能棟数：太陽光発電設備設置が物理的に困難な場合、設置基準算定から除外
⇒ 太陽光発電が設置不可能な狭小住宅（算出対象屋根面積20m²未満）等を除外
- ② 算定基準率：区域ごとに3段階（85%、70%、30%）の算定基準率を設定
⇒ 日照条件、日影規制等の影響も考慮

区域を区分した場合	30%
	70%
	85%
都内一律の場合	85%



- ③ 棟当たり基準量：1棟当たり2kW

⇒ 災害時の生活に必要な最低限の電力を確保

- 利用可能な再生可能エネルギー：太陽光のほか、太陽熱や地中熱等も可

ZEV充電設備の整備基準

- 駐車場付戸建住宅1棟ごとに充電設備用配管等、駐車場10台以上の場合は普通充電設備を整備

その他

- 住まい手等への環境性能の説明制度、都への報告制度、取組概要の公表制度を新設

新設制度の主なポイント

説明制度、新制度の実効性を高めるための取組の方向性

■ 説明制度イメージ

【特定供給事業者】

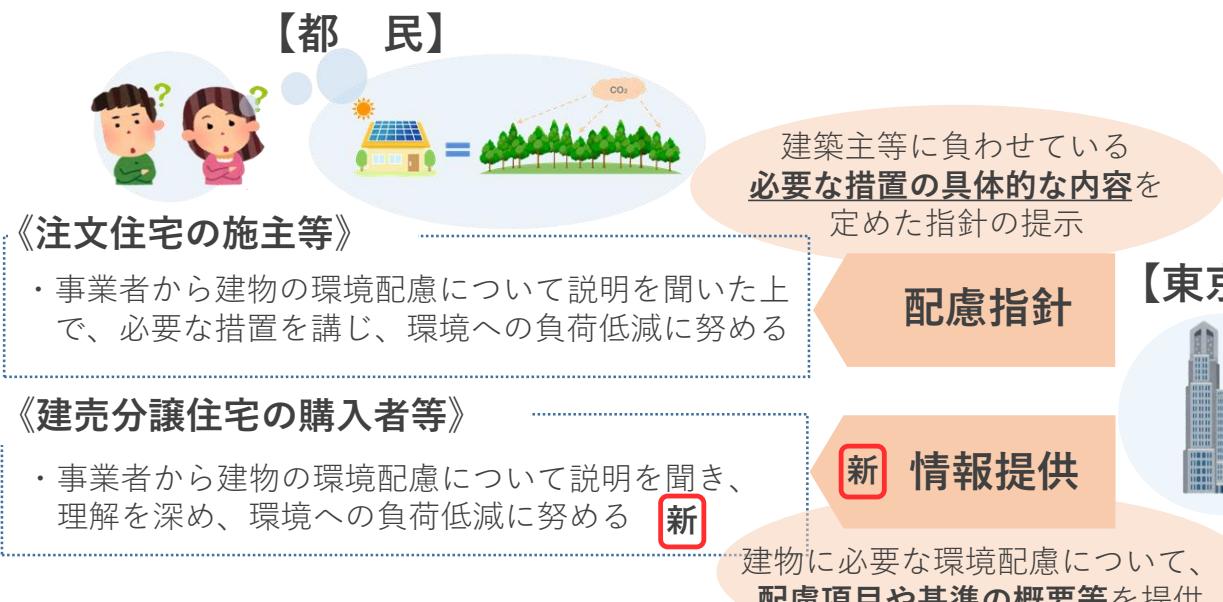


- ・ハウスメーカー
- ・ビルダー
- ・デベロッパー等

新 設置基準の達成義務

- ・断熱・省エネ性能基準
- ・再エネ設置基準
- ・ZEV充電設備整備基準

新 環境性能の説明



■ 制度の実効性を高めるハード・ソフト両面からの取組を検討

制度対応への主な取組

太陽光発電設備設置時のイニシャルコストの軽減

比較的狭小な住宅にも太陽光発電設備の設置を促進するための方策

太陽光発電設備設置後の維持管理、廃棄等への対応

都からの情報発信

財源の確保

方向性

- | | |
|--------------------------------|---|
| 太陽光発電設備設置時のイニシャルコストの軽減 | <ul style="list-style-type: none"> ●現行の補助制度の拡充や、初期費用なしで設置するサービスの利用促進などを通じて、イニシャルコストの軽減を検討 ●住宅供給事業者等の多様なビジネスモデルに適合した設置が進むよう、創意工夫を促す仕組みを検討 ●太陽光発電のメリット（性能の向上、レジリエンス等）の増大につながる取組を検討 |
| 比較的狭小な住宅にも太陽光発電設備の設置を促進するための方策 | <ul style="list-style-type: none"> ●都民・事業者等向けの相談窓口を設置 ●ライフサイクルに応じたアフターフォローを検討 ●様々な媒体を通じ、制度等に関する効果的な広報を展開 |
| 太陽光発電設備設置後の維持管理、廃棄等への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●長期的かつ安定的な財源を確保 |

- ✓ 太陽光発電等が建築時に標準仕様となるよう取組を深化
- ✓ 都民・事業者からの質問や相談等への丁寧な説明など、きめ細かく対応
- ✓ 事業者の計画的な対応を後押し

今後のスケジュール

■ 今後のスケジュール



(参考) 海外政府・諸都市における太陽光義務化の動向

EU ヨーロッパ屋上太陽光 戦略 (European Solar Rooftops Initiatives)	<ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーの導入加速：2030年目標を40%から45%に引き上げ ●以下のスケジュール、対象において太陽光発電設備の設置を義務化する提案 <ul style="list-style-type: none"> - 2026年までに、250m²以上の使用床を有する全ての新築公共・商業建物 - 2027年までに、250m²以上の使用床を有する全ての既存公共・商業建物 - 2029年までに、全ての新築住宅
ドイツ (州政府が進める 太陽光発電義務化)	<ul style="list-style-type: none"> ●州政府において、太陽光発電義務化条例の導入が進む。規制内容は州によって異なる ●ベルリン市では、2023年1月1日から、住宅への太陽光発電の設置義務化 <ul style="list-style-type: none"> - 全ての新築・既存建物(50m²超の屋根)の改修に適用 ※既存建物には一部例外規定あり - 現在、国内16州のうち 7 州が太陽光義務化を導入
米国 カリフォルニア州	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年までに発電における再エネ比率60%とする州法が2018年に成立、施行済み ●2020年、州内全ての新築低層住宅に太陽光発電設置義務化 <ul style="list-style-type: none"> - 戸建住宅及び集合住宅(3階建以下)の建築主、建設事業者に義務付け - 住宅規模や気候区分を考慮した義務基準を設定 - 狹小屋根等の住宅は義務免除 ●2023年、ほぼ全ての非住宅建築物、低層以外の集合住宅に義務化を拡大
米国 ニューヨーク市	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年までに電力の再エネ比率を70%とする計画を2019年に承認 ●2019年、新築及び大規模屋根修繕する建築物に太陽光発電の設置または緑化を義務化 <ul style="list-style-type: none"> - 屋根の傾斜や面積に応じて義務内容を設定 - 規制区域、雨水管理、テラス、娯楽等の用途が屋根にある場合は対象外